

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

岩手国民年金 事案 654

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

申立期間当時は、父が私と母の国民年金保険料を納付していたはずであり、母の保険料は納付済みとなっている。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料に未納は無い上、申立人の両親は申立期間を含め保険料を完納している。

また、A市作成の国民年金被保険者名簿によれば、申立人及びその両親の納付済みとされている国民年金保険料は、いずれも現年度納付されていることが確認できるなど、申立人及びその両親の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に著しい変化はみられないことから、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しながら、申立期間の保険料のみ未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 655

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から同年 8 月まで

申立期間の国民年金保険料が還付されている理由が分からないので、納付済みに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市作成の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 41 年 11 月までの国民年金保険料については、いったん現年度納付されたが、当該期間のうち、36 年 9 月から 41 年 11 月までは共済組合に加入していたことから、共済と重複する期間及び申立期間の保険料を 42 年 2 月に還付していることが確認できる。

しかしながら、申立期間は、被用者年金に加入していない期間である上、記録上、国民年金の被保険者となっていないが、本来、強制被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、社会保険事務所（当時）が申立期間の国民年金保険料を還付した合理的な理由は見当たらない。

また、申立期間の直前である昭和 36 年 4 月は、当初、申立期間と同様に未加入期間とされていたところ、当該期間に係る還付記録が無いことから、平成 22 年 7 月に年金事務所において、納付済みの記録に追加処理されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 656

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から52年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、父が納付していたはずである。
したがって、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料のほとんどは時効により納付することができず、仮に納付したとすれば、国民年金法附則第4条に基づく第3回特例納付によることとなるが、申立人自身又はその父が当該特例納付を利用して、さかのぼって保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の父は既に他界しており、国民年金の加入手続の状況及び申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間において、A県B市以外に住民登録していないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 657

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 6 月まで

私は、税金等を滞納したことは無く、納付書が送付されれば、確実に納付しており、国民年金保険料だけを未納にするとは考えられない。

また、住民票の電算化の際、私の性別が女とされていたことから、国民年金保険料の納付記録が「A・女」となっている疑いもある。

したがって、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続についての記憶は定かではないと述べているところ、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無く、オンライン記録においても、申立人に対して当該記号番号が払い出された形跡はみられない。

また、申立人は、国民年金への加入手続を行わなくても自動的に国民年金保険料の納付書が B 市役所から送付されて来るものだと思っていたと述べているところ、B 市では、申立期間当時、どの年金制度にも加入していない 20 歳到達者に対して国民年金への加入督促を 3 回行った後に職権適用（第 1 号被保険者の資格を取得したにもかかわらず届出が無い者に対する行政側の職務権限による国民年金への適用）した場合には、国民年金の加入手続が行われていなくても保険料の納付書を送付することになるが、3 回目の加入督促を行うまでに 6 か月から 7 か月かかり、その間にいずれかの年金制度に加入した者に対しては、2 回目若しくは 3 回目の督促は行わないと説明している。

以上のことから、申立期間に係る国民年金の加入手続は行われておらず、

申立人は 20 歳に到達した約 4 か月後に共済組合に加入しているため、職権適用された可能性も無いと考えられることから、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと判断できる。

さらに、国民年金制度においては、被保険者の氏名及び国民年金手帳記号番号（平成 9 年 1 月以降は、基礎年金番号）により、当該被保険者の国民年金保険料の納付記録が管理されているため、性別間違いが保険料の納付記録に影響することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月から24年3月まで
② 昭和29年3月から同年10月30日まで
③ 昭和32年1月から同年8月まで

私は、地元のA社またはB社の紹介により、申立期間①はC社に、申立期間②はD社にそれぞれ出稼ぎとして勤務し、また、申立期間③はE社に配達担当者として勤務したにもかかわらず、いずれも、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社の事業を承継したF社では、当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入については不明と回答している。

また、当該事業所において、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録のある同僚180人のうち連絡可能な18人に照会し7人から回答を得たが、申立人を知る者がおらず、当時の給与事務担当者は、「給与計算は正社員の分のみ行っており、出稼労働者の給与は会社で計算していなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間①において申立人及び申立人が地元から一緒に出稼ぎに行った同僚として名前を挙げた者の記録が無い上、整理番号に欠番が無い。

申立期間②については、D社の事業を承継したG社では、D社は昭和33年11月に閉鎖し当時の資料が無いので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入については不明と回答している。

また、当該事業所において、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録のある同僚149人のうち連絡可能な32人に照会し13人から回答を得たが、申立人を知る者がおらず、複数の同僚は「出稼ぎや臨時社員は、D社から直接給与をもらわ

ず、下請業者や手配師から給料をもらっていた。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間②において申立人及び申立人が地元から一緒に出稼ぎに行った同僚として名前を挙げた者の記録が無い上、整理番号に欠番が無い。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る出稼ぎを仲介したと供述したA社の住所地に所在する類似名称の事業所に照会したが、申立内容を確認できる具体的な供述を得ることができず、B社については、所在を確認できなかった。

申立期間③については、申立人がE社の所在地として供述したH市において、申立期間に同社が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無い上、同所在地を管轄する法務局に照会しても、当該事業所に係る商業法人登記の記録も確認できなかった。

また、当該事業所の類似名称の事業所の事業を承継したI社に照会したところ、「当社の前身事業所は、申立期間当時から存在しており、当時は事務員が1人と配達員が2人であったが、申立人はいなかった。申立人はどこかの事業所が雇った臨時の配達員だと思う。」と回答している。

さらに、申立人及びI社は、「J社の社長が理事長を兼務していた。」と供述していることから、J社に照会したところ、「申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入に関する資料を保管していないので何も分からない。」と回答があった。

加えて、申立人は当時の同僚を複数挙げているが、特定することができず、供述を得ることができなかった。

また、E社の類似名称の事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号1番の者が、厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は、昭和53年2月10日であることから、当該類似名称の事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。